

令和 7 年第 5 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 8 日 (木)

午前 10 時 00 分開会

午前 11 時 05 分閉会

2. 場 所 廿日市市役 7 階 会議室

3. 出席委員 (農業委員 14 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 是佐 恵美子

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

(推進委員 11 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員 (1 名)

推進委員 岡村 昭男

5. 議事録署名委員

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

主 事 前田 桂巳子

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主 事 榎 浩子

(大野支所) 主任主事 泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について

(2) 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 議案第 19 号 非農地証明交付申請について

(5) 議案第 20 号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について

(6) 議案第 21 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の交付（案）について

(7) 議案第 22 号 令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等（案）について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について
- (4) 報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 7 年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。本日の出席委員 14 名、全員出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、8 番、岩木委員さん、9 番、古川委員さんのご両名をお願いをいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 16 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 16 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。 議案書は 3 ページになります。 番号 45 番、農地の所在は、大野字戸石川、登記地目は田で、面積は、5 筆の 3, 664 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 17 年 3 月 31 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。 本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものと考えます。具体的には、耕作等の事業に起用すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作農地を行うと認められることであるとか、耕作等の事業に必要な農作業に常時すると認められることであるとかということになります。なお、この計画におきましては、この

	計画案に対して農業委員会で審議を行い、意見をつけて市に回答いたします。市から農地中間管理機構に送り、機構は県に認可申請を行います。最終的に県が認可した日、公告日から利用権による契約が開始されることとなります。 以上で、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。45番について、山田委員さんお願いいたします。
7番委員	はい、山田です。それでは、45番ですが4月21日に吉田委員、それから事務局とで現地を確認しております。ここは現在休耕中ではありますが5筆の農地で中間管理利用、それによる10年間の農地貸借をするというものでございます。貸借権の設定を受けるものは、農業経営を事業としている会社で農産物の生産・加工・販売をしているとなっております。また、障害者の社会生活を支援する障害福祉サービスという事業も行っている会社であります。経営も作物としては野菜の作付けとなっておりますが、10年間の貸借を結ぶもので農地の有効利用ということについて非常に良いところであると思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第16号について、異議なしと回答することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第16号について異議なしとして回答することに決定をいたします。
議長	続きまして、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は5ページ、6ページになります。

	番号３６６番、農地の所在は、津田字檜ノ迫、登記地目は田で、５筆３，１４１平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は新規に農業経営をはじめめるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号８９番、農地の所在は、大野字土井、登記地目は畑で、１筆の５３６平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 次に、番号９０番、農地の所在は、物見東一丁目、登記地目は畑で、１筆の４５２平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は新規に農業経営をはじめめるためで、有償の所有権移転です。本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第１７号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３６６番について松井委員さん、よろしくお願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。議案第１７号番号３６６について、着座にて説明いたします。現地確認は、４月２１日に市職員、松井農業委員及び私の計３名で確認をしております。申請地ですが、支所から県道本多田佐伯線、浅原方面に行くのですけど、ちょうど１キロ地点の県道沿いでした。津田字檜ノ迫の５筆で田及び畑の３，１４１平方メートルでございます。申請内容ですが、申請地５筆は、現況の田及び畑を有償で所有権移転し、譲受人が耕作しようとする申請でございます。現状ですけど、確認時に既に前任者が田及び畑それぞれ整地されており、そのまま耕作が可能であると考えました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 ８９番、９０番について山田委員さんよろしくお願いいたします。
７番委員	８９番ですが、４月１６日に中田推進委員それから事務局とで現地を確認しております。これ事務局で今申し上げましたように譲渡しの理由としては、現在休耕をしておられ、農業経営者がいないため、贈与をしたいということで無償の贈与となっております。それから受ける方の理由としては、経営規模を拡大して果樹を再開されたりをするということであちこちそういう栽培をしている人です。土地は山林に隣接しております、

	今は草も多くありつつという状態になっておりますが、これを梨園地として利用するというものでありまして、別に問題はないと思います。それから次の９０番ですが、これも同じ４月１６日に中田推進委員それから事務局とで現地を確認しております。譲受人は、今は造園業を営んでおりまして、この本件の土地の隣の土地を所有している人です。今回、譲受けの所と併せて柿類、紅葉とかを栽培するという予定であります。この隣り合わせ、両方とも今は荒地みたいな形になっておりまして、耕作放棄という状態ではありますが、今回これを機に耕作放棄の状態を解消できるのではないかなと期待しております。隣り合わせの土地でありますから問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１７号について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１７号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第１８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第１８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。議案書は、７ページになります。番号３６７番、農地の所在は、津田字檜ノ迫、登記地目は田で、面積は、２筆の２５３平方メートルの申請です。転用理由は、倉庫として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。 次に、番号６５番、農地の所在は、吉和字妙音寺原、登記地目は田及び畑で、面積は、２筆の８７９平方メートルの申請です。転用理由は、資材の一時保管場所として利用するための申請です。本件はいずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

	以上で、議案第１８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３６７番について、松井委員さんお願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井でございます。議案第１８号番号３６７について着座にて説明いたします。現地確認ですが、先ほど議案１７号番号３６６で説明したところと隣接した場所でございます。位置は支所から約１キロの県道沿いでもございました。檜ノ迫の２筆の田の２５３平方メートルでございます。先に申しましたように田の耕作、畑の耕作等で譲受人は、引き続き、また、現況倉庫が建っておりましてけど引き続き倉庫として使いたいということなんです。顛末書も説明があったように出されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 ６５番について中田委員さんお願いします。
１２番委員	１２番の中田です。番号６５番について説明をいたします。 ４月１６日に岡職務代理人、倉本推進委員と事務局とで現地確認を行いました。現地は、国道１８６号線から約２０メートルぐらい離れた位置にあります。資材を運ぶ進入路はどうするのだろうかということで、問い合わせたところ国道と申請地の間の土地も譲受人が所有しているということが確認できました。農地に対しても特に影響はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それではこの２件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１８号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１８号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第１９号、非農地証明交付申請について議案とします。

事務局	説明をお願いします。 議案第 19 号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。議案書は 8 ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の「議案第 19 号資料①」も合わせてご覧ください。 番号 83 番、農地の所在は、大野字尾立及び丸石五丁目、登記地目は田及び畑で、面積は 3 筆の 4, 585 平方メートルの申請です。本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 19 号、非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 83 番について、中田委員さんお願いいたします。
中田推進委員	推進委員の中田です。83 番について説明いたします。4 月 7 日山田委員それから大野支所職員、事務局と 4 人で現地確認を行いました。場所は大野字尾立、尾立は宮浜温泉の石亭から数分ほど登った場所にあります。それともう 1 か所丸石五丁目これは国道 2 号線の林が原踏切から、2、3 分上がったところの広い道と交差する場所の少し北側というか、上の方になります。両方とも長年放置していたということもありまして、ほぼ山林の状態になってとても農地での復活は困難と思われます。 審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それではこの件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 19 号について、証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 19 号について証明することに決定をいたします。

	続きまして、議案第 20 号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について説明をさせていただきます。 本件については、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予制度を受けられるための、適格者の証明申請となります。証明の可否に関わるポイントとして、被相続人が生前に農業を営んでいたか、相続人自身が継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、その後も引き続き適正な農地管理を行うことが認められるか、などがあります。議案書は、9 ページになります。番号 71、72 番は関連案件のため、一括で説明します。農地の所在は、宮内二丁目、登記地目は田で、面積は 1 筆の 834 平方メートルの申請です。本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されておりました。 したがって、適格である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 20 号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 71 番、72 番について、中山委員さんお願いいたします。
中山推進委員	推進委員の中山です。4 月 17 日岩本会長及び事務局 2 名と現地を調査しました。現地は既に植え付けができるような状態に整えられておりまして、草とかも一切ない状態でしたので農地として耕作を今後していただけたと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。それではこの 2 件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 20 号について、適格者である旨証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 20 号について証明することに決定をいたします。 続きまして、議案第 21 号、令和 6 年度農業委員会の農地利

用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、及び議案第22号、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について、関連案件のためまとめて議案とします。
説明をお願いします。

議案第21号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」及び議案第22号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を説明させていただきます。議案書は10ページ、11ページになります。また議案と一緒に配布しました、別紙様式5（議案第21号資料①）、及び別紙様式1（議案第22号資料①）も併せてご覧ください。本件につきましては、国から通知のあった「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町村の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について、公表することになっています。今後のスケジュールといたしましては、本日皆さんで審議いただき、決定後県を通じて国に報告し、市ホームページで公表する予定となっております。内容につきましては、主な点のみ説明させていただきます。まず、議案第21号資料別紙様式5の2ページをご覧ください。最適化活動の実施状況の中の農地の、真ん中辺りですね、農地の集積の状況、そちらの実績3の実績ですね。そこをご覧ください。今年度新規の集積面積は、マイナス3ヘクタールということになっております。減少した原因につきましては、後ほど改めてご説明いたしますが、認定農業者の人数が減ったことによるものでございます。

続きまして、3ページの真ん中から少し下の（3）新規参入の促進というところの①でございます。ここは少し訂正がございまして、令和6年度の新規参入者でございますが10経営体としておりますが、30経営体、新規参入者が30経営体。取得農地面積は1ヘクタールと書いておりますが、7.72ヘクタールということになっております。

続きまして、資料別紙様式1ですね。令和7年度の最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。まず、1ページ目の農地農家等の概要のところになります。そちらの右側になりますが、認定農業者が25経営体となっております。これは昨年から5経営体減少しております。ただ、基本構想水準到達者、認定新規就農者ともに増加となっております。最終的な担い手の経営体自体は増加となっております。ここでちょっと1か所訂正なんですけど、農業参入法人が30となっておりますがここは0にしていただければと思います。

続いて2ページ目になります。最適化活動の成果目標のところですが②目標、真ん中からちょっと上のところですね。そちらが、今年度の新規集積目標を10ヘクタール、今年度末の集積面積累計を135ヘクタールということで目標としたいと考えております。農業委員会事務局としてもこの目標が達成でき

	るよう、やっていきたいと思っておりますので、農業委員さん、推進委員さんと共に取り組んでまいりたいと思っております。なお、承認後の軽微な修正につきましては、事務局で一任させていただければと考えております。 以上、議案第２１号、「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」及び議案第２２号「令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それでは議案第２１号、２２号についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２１号及び議案第２２号について、異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２０号及び議案第２２号について（案）のとおり決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告をします。 説明をお願いします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は１２ページになります。今月の報告は、令和７年３月１１日から４月１０日までの間に受理した２件です。詳細の説明は、省略させていただきます。番号７７番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	それでは、この２件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号を終わります。 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は13ページから18ページになります。今月の報告は、令和7年3月11日から4月10日までの間に受理した18件です。詳細の説明は、省略させていただきます。番号44番、45番、46番は関連案件です。番号52番、70番も関連案件です。番号59番から62番も関連案件とあります。また、これは一時転用となります。番号67番、68番も関連案件となります。番号43番、45番、66番、78番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	それでは、この18件について、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号を終わります。 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。議案書は19ページになります。今回の報告は、令和7年3月11日から4月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 以上で報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	それでは、この件について、質疑等があればお願いをいたし

	ます。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。 続きまして、報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。議案書は 20 ページになります。番号 80 番について、現地確認を行ったところ、既に宅地として利用されていたため、非農地として回答をしております。 以上で報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号を終わります。 そのほかございませんか。 特になければ、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございます。 次回の令和 7 年第 6 回農業委員会総会は、6 月 6 日金曜日、午前 10 時から、ここ廿日市市役所 7 階会議室で行います。 大変お疲れでございました、ありがとうございました。

（閉会 午前 11 時 05 分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 6 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 8 番委員）
